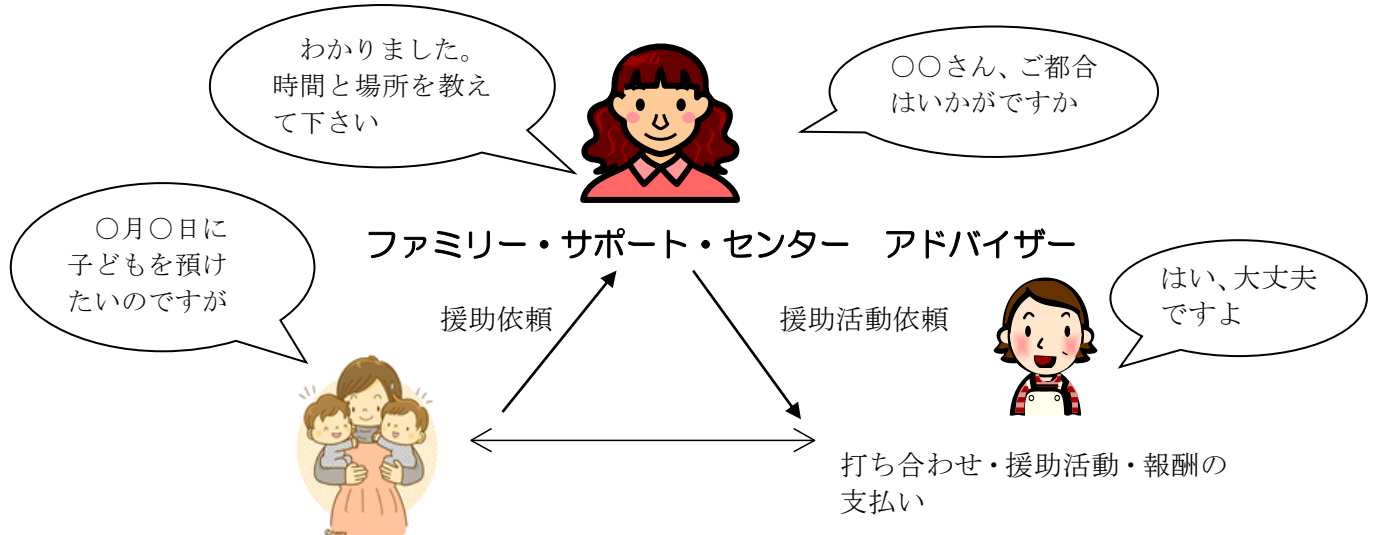


あなたの育児と出産を支援します

# 会員募集中

## ファミリー・サポート・センターの活動の仕組み



援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）を会員として登録し、会員同士で助け合う仕組みになっています。ファミリー・サポートセンターはその仲介を行います。

### 主な援助の内容

- ・ 保育施設の時間外や学校の放課後などの子どもの預かり
- ・ 保育施設への送り迎え
- ・ 病児・病後児の児童の預かり
- ・ 依頼会員の冠婚葬祭、買い物、文化活動その他の外出の際の児童の預かり
- ・ 妊産婦又は中学校就学前児童の保護者の体調不良その他家事ができない場合の家事援助

### 依頼会員の対象者は

- ① 市内に居住する中学校就学前児童の保護者
- ② 市内に居住する妊娠が確認された日～出産の日までの妊婦



### 提供会員の対象者は

市内に住所を有し、センターが実施する援助活動に関する講習を受講した20歳以上の者。ただし、センターが受講する必要があると認める者についてはこの限りではありません。

### ファミリー・サポート・センターへの登録方法

五島市ファミリー・サポート・センター又は福祉保健センターこども未来課へ入会を希望する方の顔写真（3cm×2cm）、本人確認ができる免許証または、保険証等の写しを添えて入会申込書を提出します。

申込み・問合せ先：こども未来課 子育て支援班 電話74-5831

ファミリー・サポート・センター 電話72-6775

（五島市三尾野1丁目7-1 福江総合福祉保健センター2階）携帯090-8664-6775

| 利用日・時間帯                         | 援助の内容           | 金額/1時間<br>(児童1人) | ☆①病児・病後児助成<br>の申請をした場合の<br>金額(1日当たり) | ☆②妊産婦助成の申<br>請をした場合の金額<br>/1時間(児童1人) |
|---------------------------------|-----------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 月～金曜日の<br>7時～19時                | 育児(病児病後児の育児を除く) | 700円             |                                      | 250円                                 |
|                                 | 病児・病後児の育児       | 800円             | 0～2,000円                             |                                      |
|                                 | 家事              | 700円             |                                      | 250円                                 |
| 上記の時間以外、<br>土曜日、日曜日、<br>祝日、年末年始 | 育児(病児病後児の育児を除く) | 800円             |                                      | 300円                                 |
|                                 | 病児・病後児の育児       | 900円             | 0～2,000円                             |                                      |
|                                 | 家事              | 800円             |                                      | 300円                                 |

☆ ①病児・病後児の育児を利用する方には助成があります。

- ※ 1日当たり12時間を限度とします。
- ※ 世帯の課税状況等により助成額が異なります。
- ※ 2人以上の病児・病後児を1人の提供会員に預けることはできません。

☆ ②妊産婦の方で育児又は家事援助を利用する方には助成があります。

- ※ 妊娠が確認された日から出産の翌日より8週間を経過する日まで、入院が1週間を超えた場合は退院の翌日から7週間までにある妊産婦の方で、産前42時間、産後81時間を限度とします。

☆ 2人以上の子どもを預ける場合、2人目以降の利用料は半額です。(病児・病後児の子どもを除く)

※申請期限は、相互援助活動のあった日から数えて1年を経過した日の属する月の末日までです。

利用料(報酬)以外の費用について

- ・食事(ミルク)代、おやつ代、おむつ代、交通費等の実費は依頼会員が負担します。

キャンセル料について

キャンセル料の基準は次のとおりです。依頼会員は提供会員に支払います。

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 前日までの取り消し | 無料                           |
| 当日の取り消し   | 予定されていた時間×700円×1/2以内         |
| 無断取り消し    | 予定されていた時間に応じて報酬基準単価で算定した額の全額 |

その他の注意事項

- ①依頼日から援助活動までに間がないときは、提供会員の調整がつかない場合があります。利用の依頼はできるだけ早めをお願いします。
- ②子どもは原則提供会員の自宅で預かりますが、提供会員と依頼会員の合意があれば依頼会員の家や近くの公園など預かりに便利な場所でできます。



## 妊産婦の方が家事又は育児を依頼した場合は助成があります

妊娠が確認された日から出産の日までの妊婦または出産の日の翌日から8週間を経過する日（出産の日から退院の日までの期間が1週間を超えた場合は退院の日の翌日から数えて7週間を経過する日）までの期間にある方で、中学校就学前の児童の保護者については費用の一部を助成します。

### 助成の限度

妊娠が確認された日から出産の日までの期間にあっては42時間、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間にあっては81時間を限度とします。

### 申請の方法

①ファミリー・サポート・センター  
妊産婦相互援助活動費助成金支給申請書

②相互援助活動報告書（依頼会員用控え）

③母子手帳

④依頼会員名義の預金通帳

⑤印鑑

※⑥出産の日から退院の日までの期間が1週間を超えた場合は入退院の日を証明するもの

をこども未来課へ持参し  
申請して下さい

### 申請期限

相互援助活動のあった日から数えて1年を経過した日の属する月の末日までです。

### 助成基準額

| 相互援助活動時間                                     | 区分 | 助成基準額           |
|----------------------------------------------|----|-----------------|
| 月～金曜日の7時～19時<br>※ただし、国民の祝日と12/29から翌年1/3までを除く | 育児 | 児童1人当たり 450円/時間 |
|                                              | 家事 | 450円/時間         |
| 上記以外の時間帯                                     | 育児 | 児童1人当たり 500円/時間 |
|                                              | 家事 | 500円/時間         |



※実支払額と助成基準額のいずれか低い額が助成額となります。

### たとえば…

妊娠3ヶ月の依頼会員Aさんが平日の10時から12時までの2時間、家事を依頼しました。依頼を引き受けた提供会員Bさんへは相互援助活動終了後に700円×2時間＝1,400円を支払います。その後、福祉保健センターこども未来課へ助成金の申請をして450円×2時間＝900円が後日依頼会員Aさんの預金口座に振り込まれますので、実質、今回の相互援助活動に要した費用は500円です。

## 病児・病後児の育児を依頼した場合には助成があります

中学校就学前の病児・病後児の子どもの育児を依頼した場合、診療情報提供書の作成費用と、相互援助活動に要する費用の一部を助成します。



### 助成の限度

1日当たり12時間を限度とします。

### 申請の方法は

#### ①ファミリー・サポート・センター

病児・病後児相互援助活動費助成金支給申請書

#### ②相互援助活動報告書（依頼会員用控え）

#### ③診療情報提供書およびその作成に要した費用の領収書

#### ④同意書

#### ⑤依頼会員名義の預金通帳

#### ⑥印鑑

#### ※⑦生活保護世帯については生活保護証明書

をこども未来課へ持参し申請して下さい

相互援助活動のあった日から数えて1年を経過した日の属する月の末日までです。

### 助成基準額

| 相互援助活動時間                                     | 助成基準額           |
|----------------------------------------------|-----------------|
| 月～金曜日の7時～19時<br>※ただし、国民の祝日と12/29から翌年1/3までを除く | 児童1人当たり 800円/時間 |
| 上記以外の時間帯                                     | 児童1人当たり 900円/時間 |

### 助成額

| 区 分                     |                    | 助成額                    |
|-------------------------|--------------------|------------------------|
| 費用に対する助成<br>相互援助活動に要する  | 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯 | 実支払額又は助成基準額のいずれか低い額    |
|                         | 所得税非課税世帯           | 助成対象額から1,000円/1日を控除した額 |
|                         | その他の世帯             | 助成対象額から2,000円/1日を控除した額 |
| 診療情報提供書の作成に要する 費用に対する助成 |                    | 全額                     |

※実支払額と助成基準額のいずれか低い額が助成対象額となります。

### たとえば…

依頼会員Cさんが3歳の子どもを平日の9時から17時までの8時間提供会員Dさんに預かってもらうことになりました。病院を受診して診療情報提供書を作成してもらい、作成費用1,000円を病院へ支払います。相互援助活動終了後、依頼会員Cさんは提供会員Dさんに800円×8時間＝6,400円を支払います。その後、福祉保健センターこども未来課へ助成金の申請をして、「その他の世帯」に該当するため助成対象額6,400円－2,000円＋1,000円（診療情報提供書作成費）＝5,400円が後日 依頼会員Cさんの預金口座に振り込まれますので、実質、今回の相互援助活動に要した費用は2,000円です。